

令和4年9月定例会 特別委員会の記録

県民健康・こどもの未来特別委員会

委員会は、付議事件2「こどもの未来づくりについて」のうち、調査事項(1)「少子化対策・子育て支援について」のこれまでの取組と現状等及び主要事業等について、執行部から説明を受けるとともに、協議を行った。

付 議 事 件
1 県民の健康について
2 こどもの未来づくりについて
3 上記1及び2に関連する事項
調査事項及び調査内容
1 県民の健康について (1) 全国に誇れる健康長寿県づくりについて ① 健康寿命の延伸に向けた取組の推進 ② 県民参加による健康づくりの推進 (2) 安心の医療、介護・福祉提供体制の整備について ① 安心の医療提供体制の整備 ② 高齢者・障がい者が安心して暮らせる介護・福祉提供体制の整備
2 <u>こどもの未来づくりについて</u> (1) <u>少子化対策・子育て支援について</u> ① <u>出会い・結婚・妊娠・出産の希望をかなえる環境づくり</u> ② <u>安心して子育てできる環境づくり</u> (2) 福島ならではの教育の充実について ① 学びの変革と多様性を重視した教育の推進 ② 福島に誇りを持つことができる教育の推進

(10月 4日(火))

宮本しづえ委員

コロナ禍の中で、不安定雇用等の問題を抱える女性の自殺者が増加しており、全国調査によると令和4年度の1～8月までの自殺者が、男性は去年同月比で99人減っているが、女性は170人増えている。県内において女性は5人増えている。女性自殺者の増加は、女性が今置かれている非常に困難な状況を反映していると思う。女性からの相談体制の充実や支援体制の強化等の周知徹底を図ってほしいが、どうか。

男女共生課長

コロナ禍の影響で収入が減り生活が困難となった者や、孤独や孤立などの不安を抱える女性に対する相談事業に取り組んでいる。例えば電話相談や面談の実施、居場所づくりのための手仕事の提供等を行っている。令和4年度は県内6方部にあるNPO法人への委託や、県男女共生センターでの実施など、拠点を設けて相談対応を行っている。

宮本しづえ委員

説明資料15ページの低年齢児受入対策緊急支援事業について、保育所の待機児童解消の一環として低年齢児を受け入れる保育所、認定こども園等に対して配置基準を上回って保育士を配置した場合に、加配分の人件費の一部を補助する事業が行われているが、令和3年度の加配保育士の実績はどうか。

子育て支援課長

令和3年度の実績はゼロであった。この事業を構築した後に、待機児童数が県内においてもかなり減少したことが大きな要因である。またコロナ禍の影響もあり、加配する保育士の確保が難しい状況も考えられる。そのため市町村において保育士の加配を予定していたところも、待機児童数の減少や保育士確保の問題があり、追加配置が難しく事業実施に至らなかった状況である。

宮本しづえ委員

施設では、今の配置基準では足りていないため加配を行っている。しかし、県の加配条件に合わないために実績がゼロになっていると思う。各法人で加配を行っているため、保育施設でどのような加配が行われているか等の実態をしっかりと把握し、それに見合うように補助金の交付要綱を見直してほしい。

また、保育士の配置基準が低いと思う。0歳児は3人に対して保育士が1人、1、2歳児は6人に1人、3歳児は20人に1人、4歳児以上は30人に1人の基準である。保育に対して国が補助する基準はこれしかない。そのほかに多様な保育事業を行えばそこに一定の補助があるため、その補助金でパートなどの人件費を賄っているのが実態だと思う。保育現場からは、保育士の配置基準が低過ぎるとの声が上がっており、配置基準の見直しを求める声が全国的に広がっている。県は、国に配置基準の見直しを求めているのか。

子育て支援課長

低年齢児受入対策緊急支援事業について、今年度の事業は要件等を一部緩和して進めている。保育士の配置基準の見直しを求める声があることも承知しており、県としては全国知事会等を通じて配置基準の見直し等を国に求めている。

宮本しづえ委員

県は、企業主導型の保育所を増やす方向に重点を置いてきていると認識しているが、公的な場所で責任を持って子育てしていくことが必要だと思う。

先日、東京都の日本共産党区議団から、株式会社が運営している認可保育所の運営費が本部経費に移行されている実態があるとの報告があった。通常の本部経費は運営費の約3%程度と言われているが、区議団が行った調査によると、運営費の20%以上が本部経費に充てられている実態が明らかになった。この本部経費は役員報酬に充てられている。その結果として保育士の処遇が悪いとのことであった。こうした事案も踏まえ、県は民間主導型の方針で進めてきたが、安心・安全の子育て保育事業にするためには、検証が必要だと思う。認可保育所の設置者が株式会社である認可保育所は県内での程度あるか。

長尾トモ子委員長

株式会社が設置者である認可保育所数について回答は可能か。

子育て支援課長

資料が手元にないため答えられない。

佐々木彰委員

説明資料7ページ、1産前・産後支援事業について、県内では産婦人科医がいない地域が多いが、この事業は県内のどの範囲で行っているのか。また、これに対応している助産師数について聞く。

子育て支援課長

(一社)福島県助産師会に委託し、事業を実施している。同助産師会は福島市内にあるが、対象は県内全域となっており、主に電話相談やメール、LINEでのオンライン相談を行っている。また家庭訪問や来所による直接の相談、県内各地域で子育てサロン等を実施している。なお、助産師数は同助産師会で対応しているため把握していない。

佐々木彰委員

遠隔地への家庭訪問は、なかなか難しいと思う。例えば各市町村でネウボラ等を行っている機関と連携すれば効率がよくなると思うが、そのような取組はあるか。

子育て支援課長

各市町村で設置している子育て世代包括支援センターなどと連携して、情報共有しながら、必要に応じて県または市町村で対応するか連携を図っている。

真山祐一委員

説明資料2ページ、4 総合周産期母子医療センター運営事業について、入院時支援コーディネーターの役割と周産期母子医療センターの配置状況を聞く。

地域医療課長

入院時支援コーディネーターは、福島県立医科大学に設置している総合周産期母子医療センターと、地域の医療機関に設置している地域周産期母子医療センターなど県内に4つある。周産期医療施設は県内で5つあり、稼働している施設は4つとなっている。その中心となる同大学の総合周産期母子医療センターに臨床心理士を配置し、NICU等に入院している子供が望ましい療養療育環境に移行していく等の支援を行っている。また、入院時支援コーディネーターは、同大学だけではなく地域の周産期母子医療センターや、周産期医療の協力施設に入院している人員も含めて対象とし支援に当たっている。

真山祐一委員

以前、公明党会派から、小児医療機関における子ども療養支援士の配置を進めるべきと要望した。子どもの権利条約が制定された背景も踏まえ、子供の権利保護、ストレスの軽減、社会復帰支援など、子供の視点に立って病養支援を充実していくべきだと思うが、入院時支援コーディネーターはそのような役割を包含するのか。

地域医療課長

入院時支援コーディネーターは臨床心理士が担うが、総合的な療養環境の支援を行う機能を有する。全国的に入院時支援コーディネーター配置の取組が進み始めている状況にある。県内には福島県立医科大学以外にも子供を預かる病院が複数あるため、病院の状況を見ながら取組を進めていく。

真山祐一委員

説明資料6ページの福島県不妊治療等体制強化事業について、不妊治療に保険適用が開始されるなど経済的な負担の軽減が図られたところだが、加齢に伴う妊娠出産のリスク等について、不妊に悩む前の世代にしっかりと啓発していくことが必要だと考えているが、どうか。

子育て支援課長

不妊治療の支援は保険適用になった点が大きく、精神的、経済的負担の軽減策の取組が非常に重要になってくると思う。令和4年9月2日に、(一社)福島県医師会、福島県立医科大学をはじめとする県内の医療機関、行政機関を構成員として、福島県不妊症不育症支援ネットワーク協議会を設立した。この協議会は不妊治療の保険適用を受けての影響や、精神的、経済的負担の軽減策としてどのようなことが必要かなどを協議する場となっている。会議を行った中で、医療機関や各団体から、ある程度高齢になると不妊治療を行っても成功率が下がる傾向にあるため、若者をターゲットにした知識の啓発が必要との意見も出た。県としても、保健福祉事務所が高校などに出席講座を行っている事例もあるが、今後協議会等の意見も踏まえながら、知識の啓発等の点も含めて検討していく。

真山祐一委員

不妊治療に対して公的保険が適用されたように支援が厚くなっているが、逆に高齢になっても出産できるとの認識が広がるとリスクが高まるおそれがある。公的保険の適用だけでなく、正しく認識するための知識啓発の両輪で取組を進めてほしい。

先崎温容委員

説明資料4ページ、2市町村えんむすび応援事業の各実施市町村が13市町村、3結婚新生活応援事業が38市町村となっているが、各事業に関して取り組んでいる市町村との理解でよいか。

また、市町村えんむすび応援事業は2分の1で市町村への補助上限額が1,000万円、中核市に2,000万円となっているが、もともとの予算が2,300万円程度であるため、中核市の適用額が2,000万円となる状況となると1市の適用のみで予算がなくなってしまう状況となるが、どうか。

結婚新生活応援事業は市町村支出が15万円、県支出が15万円の合計30万円支援される事業との理解でよいか。

こども・青少年政策課長

市町村えんむすび応援事業の実施市町村の13市町村とは、現状で取り組んでいる市町村数である。予算額が2,383万8,000円だが、これは前年度からの各市町村の要望を取りまとめた数値を踏まえた上での予算額である。

結婚新生活応援事業の補助上限額は市町村と県合わせて30万円支出するとの理解でよい。

先崎温容委員

このような支援は非常に大事であり、全国的に広がっている状況と思うが、より多くの市町村が積極的に事業に取り組むよう、県から市町村への支援が必要だと思う。

結婚生活応援事業には所得制限が設けられているが、所得制限は必要ないと思う。結婚する家庭を応援できる社会があるべき姿であり、そこに所得制限を設けること自体行政がすべきでことではないと思う。予算措置の中で、所得制限が組み込まれている状況があり仕方がない。しかし、結婚する者が増える社会、子供が増えていく社会を目指していくために、所得制限が足かせにならないよう県独自の取組も含めて検討していくべきと思うが、どうか。

こども・青少年政策課長

なるべく多くの市町村が取り組めるようにとの話があったが、県としても同様に考えている。この制度は市町村に丁寧の説明し、次年度以降に取り組んでもらえるよう取組を進めているところである。

所得制限については39歳以下で400万円未満の所得とする国の交付金要綱を目安に活用しており、それに準じている。県としてもなるべく制限が少ないほうが取り組みやすいため、国の動きに合わせた形で対応していく。

先崎温容委員

国の方針があった中で、それに対して県がさらに制度を活用しやすくする仕組みづくりが大事だと思う。その所得制限に関しては、これからの少子化対策等も踏まえながら、県独自の事業として考えてほしい。また、子供の成長や子供の数に応じた段階的な支援なども検討してほしい。

渡邊哲也委員

説明資料29ページ、5ヤングケアラーコーディネーターの配置について、どのような者を配置しているのか。

児童家庭課長

本年4月から保健師の資格を持つ県のOBに依頼しており、9月末には三春町にヤングケアラーについての事業の説明を行った。そのような市町村への周知啓発を含めたパイプ役を担ってもらっている。

渡邊哲也委員

実態調査の結果によっては、1人の配置では厳しく増員も必要と思うが、そのような検討はしているか。

児童家庭課長

今後の動きについては調査結果や国の動きを見ながらではあるが、なるべくヤングケアラーコーディネーターを増やし

ていきたいと考えている。

太田光秋委員

説明資料29ページ、3 ヤングケアラー支援者研修事業、4 ヤングケアラー専門家会議の開催について詳しく聞く。

児童家庭課長

ヤングケアラー支援者研修事業については、教育庁と連携しスクールソーシャルワーカーや学校で児童のケアを行う職員の研修にヤングケアラーコーディネーターを派遣し、事業や対応について説明することを考えている。本年11月に児童家庭課主催の教育福祉関係の従事者を対象とする大規模な研修会を予定している。

ヤングケアラー専門家会議については本年9月に開催し、ヤングケアラーの実態や必要な支援策等を提案してもらった。実態調査はサンプル数が非常に多く、結果が出るまで時間がかかるため、市町村に対し専門家会議で提案された意見を踏まえた来年度の事業構築の検討を求めている。

太田光秋委員

ヤングケアラー専門家会議について、どのような者が出席したのか。これから調査の結果が出るとのことだが、本県の現在の課題なども聞く。

児童家庭課長

大学でヤングケアラーに携わっている者、福祉関係の代表者、スクールソーシャルワーカーの関係者、教員などで構成している。現場の意見を含めて様々な助言等を得ている状況である。ヤングケアラー自体、非常にナイーブな家庭の問題であり、本人が言い出しにくい問題でもあることや、家庭の問題で親なども行政の支援を求めにくいとのことである。訪問支援や伴走型支援、アウトリーチなど周りの大人が見つけてつなぐことが必要だとする意見や、既存の福祉サービスで対応できない部分を世話の代行サービスと呼んでいるが、そういった事業の創設なども必要だと意見も出た。

太田光秋委員

ヤングケアラーの課題は課長が述べたように、子供たち自身が認識していない場合や認識していても親や子供のことであるため、なかなか言いにくいとも聞いている。ヤングケアラーの支援については、ヤングケアラーコーディネーターや市町村に支援を委ねるのではなく、できるだけ多くの県民に関心を持ってもらえるよう啓発に取り組んでほしい。

児童家庭課長

国においても、令和4年度からの3か年を社会的認知を集中して高める期間と定めた。県も実態調査に併せてヤングケアラーカードを子供たちに配付するなど、考えられる範囲で様々な努力をしている。

宮本しづえ委員

困難を抱える子供たちを支援している民間の団体が多くある。先日、子ども食堂を実施しているNPOから、私たちが一番子供たちの実態をつかんでいるかもしれないとの話もあった。県内で子ども食堂などに取り組んでいる団体は何百か所とある。そのような県内のNPO等に調査し、情報提供を求めたらどうかと思う。子供が話しやすい場所がどこかと考えながら、調査対象先を見直すべきだと思うが、どうか。

児童家庭課長

子ども食堂に限らず、周りの大人に気づいてもらい、つなげてもらうことが大事であるため、その基本に基づき子ども食堂等にも手を広げられる範囲で様々な対応の検討に努めていく。

佐藤郁雄副委員長

ヤングケアラーの定義について、誤解が生じないように説明する必要がある。子供たちに丁寧に説明し正直にアンケートに答えられる環境を作っていく必要があると思うが、どうか。

児童家庭課長

ヤングケアラー自体が、法律上の定義がなく非常に分かりにくい。県としても家事と手伝いの違いについて子供たちにどう分かってもらうかが、最も議論した点である。家庭を支える感情から手伝いをするのはヤングケアラーとは異なると

書いたが、今後も注意しながら対応を考えていきたい。

三瓶正栄委員

説明資料33ページ、5 自立援助ホーム体制強化事業について、指導員となる要件を満たすまで補助員を雇用とあるが、何を目安に指導員の資格が得られるのか。

児童家庭課長

補助員が2年間働くと指導員の資格が取得できる制度になっているため、2年間勤務できるように支援している。

三瓶正栄委員

現在、県内の指導員数はどの程度か。

児童家庭課長

指導員については、自立援助ホーム以外で勤めている者もいるため、人数は把握していない。

三瓶正栄委員

離職防止や人材確保の点で、今後の課題だと思っている。今の人数について把握していないことは仕方がないと思うが、今後は人数の把握にも取り組んでほしい。

説明資料33ページ、4 こどもの巣立ち見守り事業について、一般質問で里親制度の普及について質問した。こども未来局長から10月は里親月間との答弁があったが、具体的にどのようにPRするのか。

児童家庭課長

里親月間のPRについては、県内6か所で各児童相談所が里親講座を主催し、里親に関心のある者に対して、制度や里親経験者の体験談等を説明し、制度の普及と新規里親の開拓を行う予定としている。

三瓶正栄委員

私の両親も3人の里親で子育てしていた。そのような環境に私も育ち、この問題に対する思いがあった。子供には何の罪もなく、親を選べないが全ての子供が健やかに成長してもらう必要があると思う。人口減少社会の中においてまさに子は宝である。里親制度をはじめとして、子育て支援は重要な課題だと認識しているため、今後もしっかりと取り組んでほしい。

宮本しづえ委員

説明資料23ページ、母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業について、子育て世代包括支援センターの整備状況及び子育て世代包括支援センターと市町村子ども家庭総合支援拠点の関わりを聞く。

子育て支援課長

子育て世代包括支援センターの整備状況については、説明資料23ページと説明資料9ページを併せて見てもらいたいが、子育て世代包括支援センターの実施状況は県内59市町村のうち58市町村となっている。

子育て世代包括支援センターと市町村子ども家庭総合支援拠点の関わりについては、今までは別々に整備してきたが今後は一体的に整備していく。県としては子育て世代包括支援センターは既に大部分で整備されてきているため、今後は各市町村に一体的な施設を増やしていきたいと考えている。

宮本しづえ委員

子育て世代包括支援センターの中身をより充実させ、移行していくとの目標設定であると理解してよいか。

子育て支援課長

子育て世代包括支援センターの母子保健の機能と、市町村子ども家庭総合支援拠点の児童福祉の機能を併せ持つ形で、双方が連携していくこととしている。どちらかに移行ではなく、全世帯に対して支援ができるよう一体的に整備するとの趣旨である。

宮本しづえ委員

説明資料32ページ、3(2)の補助箇所数の3か所とは何か。

児童家庭課長

福祉の民間事業者に対して、子供の相談等を行うために心理療法を担当する職員などを配置してもらう事業で、県内3か所に補助する。そのような職員を配置し、相談業務を行う民間の組織をつくってもらう事業であるため、市町村子ども家庭総合支援拠点とはまた別の事業である。

宮本しづえ委員

児童家庭支援センターにはどのような専門職員が配置されるのか。

児童家庭課長

心理療法を担当する職員1名、相談に関わる業務を担当する職員を2名配置する条件で支援している。

宮本しづえ委員

専門職としては心理療法士がいるだけで、それ以外は特別な資格要件はないか。

児童家庭課長

そのとおりである。

宮本しづえ委員

説明資料25ページ、1乳幼児医療費助成事業について、県の事業費が約7億3,200万円だが、市町村事業を含めた総事業費について聞く。

児童家庭課長

市町村事業を含めた総事業は14～15億円程度と考えている。

宮本しづえ委員

県ではレセプト1件当たり1,000円の一部負担金と所得制限を設けているが、市町村が行っている事業はこうした一部負担金や所得制限は行っていない。乳幼児医療費助成事業の補助率は2分の1としていながら、それよりもさらに低くなるとの実態がある。県で18歳以下の子供の医療費無料化を掲げているのであれば、乳幼児医療費の一部負担金と所得制限をなくす方向で取り組んでほしいと思うが、どうか。

こども未来局長

説明資料25ページ、2(1)の対象者について、小学4年生から18歳に達する部分は、震災後子供健康を守る観点で新たに創設されたもので、乳幼児医療費助成事業は昭和48年頃から市町村と県で行われてきているものであり成り立ちが違う。

子どもの医療費助成事業は、18歳までの医療費を無料化するにあたって、どのような仕組みにするかを検討する中で、市町村ごとに子供の医療費の助成制度に差があったことから小学校4年生で線引きすることによって、市町村の負担を増やさない形で導入した。18歳以下医療費無料化は、もともとある制度に小学校4年生から18歳に達する子供たちの医療費の部分をプラスして、全体を無料化することで、成り立ってきたものである。従来の助成制度を生かしつつ、上乘せし、18歳以下の医療費無料化を実現した経緯があったことを理解願う。

レセプトの一部負担金や所得制限の部分も実際には市町村で無料化を図っていて、県においては18歳以下の子供の医療費を無料化しており、全国にも誇れる制度を構築している。

宮本しづえ委員

今の水準は全国のトップにあるため、その中身をより拡充してほしいとの意味で聞いた。子供の医療費無料化を現物給付で行う場合に、国がペナルティーを科す。県は市町村に迷惑をかけないようにペナルティー部分を補填するのがこの事業だと思う。市町村が独自に行っている部分についても、県は支援対象に入れるべきと思うが、どうか。

児童家庭課長

市町村独自の事業についても制度の成り立ちにより様々であることも踏まえながら、意見をもらったことに対して検討していく。

